

熊本城復旧基本計画検証支援業務委託 仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲・目的

- (1) 本仕様書は、「熊本城復旧基本計画検証支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務は平成28年(2016年)4月の熊本地震により甚大な被害を受けた熊本城の復旧に向けて、平成30年(2018年)3月に策定、令和5年(2023年)3月に改定した「熊本城復旧基本計画」について、令和7年(2025年)度末時点での復旧の進捗状況を把握・分析し、令和9年度(2027年度)中の復旧基本計画の改定に向けて、令和10年度以降の熊本城全体における段階的公開手法の検討、復旧事業の想定スケジュールの検証を行うことを目的とする。

第2条 貸与資料

本業務に関する貸与資料は以下のとおりとする。

- | | |
|--|----|
| 1) 熊本城復旧基本計画策定支援業務委託成果（平成29年度） | 1式 |
| 2) 熊本城復旧基本計画検証支援業務委託成果（令和4年度） | 1式 |
| 3) 熊本城公園・特別史跡熊本城跡災害復旧事業スケジュール案（令和7年度末時点） | 1式 |
| 4) 熊本城復旧基本計画の検証結果一覧表 | 1式 |
| 5) その他必要な資料 | 1式 |

第3条 資料の収集及び返却

受託者は業務遂行上、必要となる資料及び図面等を可能な限り収集しなければならない。なお、資料収集等に要する費用は全て受託者の負担とする。受託者は委託者に対し、資料収集に関する協力の要請や交付の請求を行うことができる。

検討に必要な資料が存在しない場合は、検討内容等について委託者・受託者の協議により決定するものとする。

第4条 準拠する法令等

受託者は、業務委託契約書、本仕様書及び文化財保護法等の関係法令及び諸法規に基づき、関係官公署に対する届出及び手続きが必要な場合は遺漏なく行うものとする。

第5条 管理技術者

本業務の実施にあたっては、以下いずれかの資格を有する技術者等を適切に配置した体制とする。

- 1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門関連とするものに限る。）とするものに合格し同法による登録を受けている者
- 2) R C C M（部門は問わない。）の登録を受けている者
- 3) 建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士の資格を有する者

第6条 疑義

- (1) 本業務の実施にあたり、仕様書及び作業等に著しく不都合が生じた場合、また、仕様書及び作業規定に明示されていない事項について疑義が生じた場合は委託者、受託者にて協議を行い、委託者の指示に従うものとする。業務数量に変更が生じる場合も同様とする。
- (2) 本業務の実施にあたり、設計図書と現場に相違がある場合には、当該部分の作業着手前にその結果を調査

職員に書面で提出し、報告するものとする。

第7条 関係書類の提出

本業務を実施するに当たり、以下の書類を提出すること。

なお、提出した資料の内容を変更しようとする際は、その都度打合せ簿にて確認を得る事とする。

- 1) 着手届
- 2) 業務工程表
- 3) 管理技術者通知書
- 4) 管理技術者の雇用証明資料（健康保険被保険者証等の雇用が分かる資料）
- 5) 管理技術者の技術経歴書
- 6) 業務計画書

第8条 打合せ及び業務報告

- (1) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と打ち合わせを十分に行い、業務を円滑に遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者が必要と認めたときは作業の途中経過を速やかに報告するとともに、その指示に従うものとする。

第9条 紛争の回避

作業実施にあたり第三者の土地に立ち入って調査の必要がある場合には、調査職員の指示のもと、あらかじめ土地所有者の了解を得るものとし、無益の摩擦や紛争をおこさないよう対応しなければならない。また、本業務の対象箇所は都市公園内であり、市民及び観光客等が散策しているため、受託者は第三者の安全に十分注意を払わなければならない。

第10条 手続き及び損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い事故内容を遅滞なく委託者へ報告するものとする。なお損害賠償等の請求があった場合は、一切の処理を受託者の責任において行うものとする。

第11条 成果品に対する責任の範囲

本業務完了後といえども既納入成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに補測、訂正及び修正を行わなければならない。このことに要する経費は受託者が負担するものとする。

第12条 成果品の提出及び帰属等

- (1) 受託者は、成果品の提出に際しては、成果品一覧表を作成の上、業務完了届とともに提出し、委託者の検査を受けなければならない。
- (2) 成果品に係る権利は、全て委託者に帰属することとし、受託者は委託者に無断でこれを使用、貸与、公表してはならない。

第13条 引渡し

本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本市の検査員の検査をもって業務の完了とする。

第14条 その他

- (1) 本業務の対象は国の特別史跡に指定されているため、作業に際しては特別史跡内の業務であることを十分認識したうえで作業にあたり、従事する担当者はもちろん、作業員に至るまで意識徹底に努めるものとする。
- (2) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者受託者協議のうえ決定するものとする。

第2章 業務の内容

第15条 業務内容

本業務における業務内容は以下のとおりとする。なお、委託者で想定している本業務業務スケジュールを含む令和9年度の復旧基本計画改定までのスケジュールを別表2に示す。

- 【1】復旧基本計画の改定骨子案検討
 - 1-1 復旧基本計画の課題抽出
 - 1-2 計画改定骨子案整理
- 【2】段階的公開手法の検討
 - 2-1 公開エリアの状況の把握
 - 2-2 公開が可能な施設の復旧スケジュールの把握
 - 2-3 段階的公開エリアのリストアップ
 - 2-4 安全対策構造の概略検討
- 【3】復旧スケジュール・事業費の検証
 - 3-1 工事及び業務委託及び調査の進捗速度の分析
 - 3-2 事業単価の分析
 - 3-3 全体スケジュールの検証
- 【4】復旧基本計画の周知・公開手法の提案
- 【5】打合せ協議
- 【6】委員会等各種資料作成
- 【7】報告書まとめ

《業務内容》

【1】復旧基本計画の改定骨子案検討

1-1 復旧基本計画の課題抽出

委託者より貸与する熊本城復旧基本計画の計画検証結果一覧表を把握し、課題を抽出・整理する。

1-2 計画改定骨子案整理

1-1で整理した復旧基本計画の課題を基に復旧基本計画改定骨子案を作成する。

【2】段階的公開手法の検討

2-1 公開エリアの状況の把握

委託者が提供する熊本市が実施した特別公開についてその状況（公開した施設・範囲、公開時期・期間、利用者数、公開で実施した安全対策等）を整理する。

2-2 公開が可能な施設の復旧スケジュールの把握

復旧事業スケジュールから、令和9年（2027年）4月以降10年間で公開可能となる主な建造物をピックアップし、一覧表を作成する。

2-3 段階的公開エリアのリストアップ

2-2で設定した公開対象の建造物等について必要となる公開エリアをリストアップする。また、公開に必要な一般者の通行ルート案を設定し、課題事項を抽出する。

2-4 安全対策構造の概略検討

2-3で設定した公開エリア、通行ルート等に対し必要となる安全対策について複数案を提案し概略比較検討する。

【3】復旧スケジュール・事業費の検証

3-1 工事及び業務委託及び調査の進捗速度の分析

別表1に示す復旧基本計画に示されている標準工期が設定してある案件について、令和4年3月～令和8年3月に実施された案件の進捗速度を分析し、工事工期及び委託履行期間の再算出を行うための基礎的データを作成する。なお、石垣解体工事、石垣修理工事、遺構調査については石垣分類（石罫、非石罫）ごとに取りまとめること。

3-2 事業単価の分析

復旧事業の分類ごとに標準的な費用と考えられる案件を1～2件抽出し、案件ごとの費用を把握し、全体概算事業費の算定を行うための基礎的データを作成する。

3-3 全体スケジュールの検証

現在の復旧事業全体スケジュールについて、3-1でとりまとめた進捗速度基礎的データをもとにスケジュール案を作成する。なお、作成されたシミュレーション工程において、各年度における分類ごとの案件数を集計し、次表に示す年度ごとの案件上限数を超える年度がある場合は、上限数以下になるよう、工事の一括発注等を検討し、事業面で実現可能な範囲でシミュレーション工程の調整を行う。なお、下表の案件上限数は想定であり、委託者・受託者協議により変更する場合がある。

案件項目	案件上限数	適用
建物解体保存工事	年間合計 5 件	
建物組立工事		
石垣解体工事	年間合計 2 件	
石垣修理工事		
遺構確認調査	年間合計 3 件	

【4】復旧基本計画の周知・公開手法の提案

令和9年度（2027年度）の復旧基本計画改定に向けて、その周知や公開の手法について、様々な手法を提案する。提案内容については、手法概要、メリット、デメリットを取りまとめ、参考としてサンプルを2種程度作成する。なお、サンプルの内容は、委託者・受託者協議により決定すること。

【5】打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間時、完了時を含め、6回程度を想定している。また、必要に応じ、web会議システム（Teams等）を用いたオンライン会議を適宜実施する。

【6】委員会等各種資料作成

熊本城復旧基本計画の見直しについては、学識経験者で構成される熊本城復旧基本計画検証委員会に意見聴取する予定であることから、委託者の指示に従い、業務途中の資料から必要事項を抽出し、会議等の資料を作成する。委員会は3回程度を想定しており、委託者が指示する提出時期までに資料の提出を行うこととする。

第16条 ウィークリースタンス

(1) 本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

第3章 成果品

第18条 電子納品

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- (2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
- (3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により2部とする。
- (4) 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (5) 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議する。

別表 1

大分類	小分類
応急的措置及び調査・修理方針の検討	緊急対策工事
	建物被害状況調査
	建物耐震診断・補強案策定
	崩落石材回収工事
	石垣測量
建造物の解体	建物解体設計
	建物解体保存工事
	工事監理（建物解体・調査）
	遺構確認調査
石垣の解体	石垣解体・修理設計（解体範囲・修理方針決定）
	遺構確認調査
	石垣解体工事
	工事監理（石垣解体）
	解体調査・石材調査
石垣の修理	石垣解体・修理設計変更（解体調査等成果からの修理方針見直し）
	石垣修理工事
	工事監理（石垣修理）
建造物の修理	建物耐震補強・組立工事設計
	建物組立工事
	工事監理（建物組立工事）
その他	その他必要と考えられる分類

別表 2

	2026							2027		
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
委員会スケジュール (時期は予定)			委員会		委員会				委員会	
業務内容										
1 復旧基本計画の改定骨子案検討										
1-1 復旧基本計画の計画検証の把握		検証内容の把握・整理								
1-2 計画改定骨子案整理					復旧基本計画改定骨子検討					
2 段階的公開手法の検討										
2-1 公開エリアの状況の把握		公開エリア・公開手法の整理・検討								
2-2 公開が必要な施設の復旧スケジュールの把握		公開エリア・公開手法の整理・検討								
2-3 段階的公開エリアの設定リストアップ		公開エリア・公開手法の整理・検討								
2-4 安全対策構造の概略検討		公開エリア・公開手法の整理・検討								
3 復旧スケジュール・事業費の検証										
3-1 工事及び業務委託及び調査の進捗速度の分析		進捗速度の分析								
3-2 事業単価の分析			事業単価分析							
3-3 全体スケジュールの検証						スケジュールの検証				
4 復旧基本計画の周知・公開手法の提案					周知公開手法の検討			サンプル制作		
5 打合せ協議		打合せ協議4								
6 委員会等各種資料作成		資料作成		資料作成				資料作成		
7 報告書まとめ									報告書作成	

※スケジュールは業務途中で変更する場合があります